

ID: 1007

担当部署: 建設課

処分の概要	広告物の表示場所等の変更の許可		
例規名 根拠条項	鳥取県屋外広告物条例 第4条第1項		
例規番号	昭和37年鳥取県条例第31号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (許可の内容の変更)  第4条 第3条第1項又は前条第3項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。掲出物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。  2 第3条第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び鳥取県屋外広告物条例施行規則第4条の規定による。</p> <p>鳥取県屋外広告物条例施行規則  (許可の基準)  第4条 条例第5条に規定する許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。  (1) 条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準  (2) 条例第3条の2第3項の規定による許可 別表第1の2に定める基準  2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置(別表第1の2において「自己の氏名等」という。)を表示するための広告物又は掲出物件(野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。)を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第1の2に定める基準とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 26 年 6 月 2 日	最終変更年月日	年 月 日